

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日令和6年 9月 4日

太陽光発電施設の設置予定場所	佐久市下小田切字日影332番1
----------------	-----------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
周囲の温度は上がるものなのか	提出者	太陽光パネルの熱は特性により上昇し、空気の熱伝導率は液体や個体に比べて低いのでパネルによる温度上昇は低いと考えられます
野菜などの影響は	提出者	上記と同じく周りの温度の上昇は低いと考えられますので農作物への影響はないと考えられます
高さはどれくらい	提出者	地上から1mで、最上2.4mになります
高圧設備での契約	提出者	低圧発電所で49.50kWになります
造成で平になるのか	提出者	既存の状態を生かし不陸整正をし、若干南側の傾斜になります
電線の盗難についての対処法は	提出者	事業地の周りを1.5mのフェンスで囲み第三者の進入を防止いたします
パネルの向きは南向き	提出者	南向きにパネルは設置する予定です
草刈りは	提出者	月に1度5月から10月にかけて行います
侵入路は南側から入って貰った方がいい	提出者	南側を進入路とし工事は計画しております

フェンスには名前は書いてある	提出者	事業者名、管理者名、電話番号等の情報を掲示致します
事業年数は	提出者	メーカー保証が30年ですので30年は継続として事業を行う予定となります。パネルの発電量も見て行いますので30年、40年といった期間の実施も可能性としてはあります

事業基本計画書に係る意見書

受付番号：第 1 号	発電設備の所在地
事業者名：株式会社野村屋 代表取締役 野村 健太	佐久市下小田切字日影 332 番地 1
意見及び指示事項	協議結果
1 事業施工場所は、佐久市景観条例に定める佐久市景観計画に基づく田園地域に指定されていますので、景観育成基準を遵守した計画としてください。	1 景観に配慮しパネル設置角度を 15° とし、高さ最低 1 m 最高約 2.6 m とし、フェンス（高さ 1.5 m）にて周りを囲い低反射の資材を選定し周辺との調和に配慮いたします。
2 申請地が接する北西側道路は、佐久市道 52-31 号線です。建築基準法第 42 条第 2 項に規定される道路であるため、建築行為に準じ、道路後退及び後退線部分の売渡の協力をお願いします。	2 承知いたしました。
3 申請地は、長野県屋外広告物条例に定める屋外広告物禁止地域になります。（第 4 条 (3) 道路等接続地域）屋外広告物の掲出に関して規制があります。詳細については、長野県ホームページの“屋外広告物のしおり”で確認するか、佐久市役所建築住宅課窓口へご相談ください。	3 ・長野県ホームページ“屋外広告物のしおり”、佐久市役所建築住宅課様へ確認し、長野県屋外広告物条例に該当致しませんでした。
4 官民境界を明確にし、境界杭等で明示してください。	4 境界杭等で明示いたします。
5 既設道水路に影響が生じる場合は、打ち合わせを行い、必要があれば道路自営工事、占用等の許可を得てください。また、各関係機関との協議を十分行ってください。	5 既設道水路につきましては、影響は生じないため工事等は行わず既存の状態となります。
6 敷地内の雨水は敷地内に設置される浸透施設に流入するように施工し、道水路に流出しないようにしてください。また、設置後もその浸透機能が保たれるよう管理・清掃等を継続してください。	6 事業区域につきましては、場内浸透とし敷地外への流出を防止いたします。設置後も管理・清掃等をいたします。
7 工事車輛の経路上における公共物等の汚破損については、速やかに道路管理者に連絡した上で管理者の指示に従い、申請者の責任で復旧してください。	7 承知いたしました。

<p>8 敷地内の土砂・碎石等が道路に流出した場合は、申請者で清掃等を行ってください。</p>	<p>8 承知いたしました。</p>
---	--------------------

意見及び指示事項について、協議結果は上記のとおりです。

令和6年9月17日

佐久市 環境部 環境政策課